

国を挙げた国際競技大会の支援とスポーツ庁の設置

— オリンピック・パラリンピック特措法案、ラグビー ワールドカップ特措法案、文部科学省設置法改正案 —

文教科学委員会調査室 川人 顕・渡辺 直哉

1. はじめに

平成 25 年 9 月、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「2020 年東京大会」という。）の開催が決定した。これを受け、政府は、2020 年東京大会及びその前年に我が国で開催される 2019 年ラグビーワールドカップ大会（以下「2019 年大会」という。）が、大規模かつ国家的に重要なスポーツの競技会であることに鑑み、大会の円滑な準備及び運営に資するため必要な特別措置について定める「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案」（閣法第 15 号）及び「平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法案」（閣法第 16 号）を、第 189 回国会（27 年常会）に提出した。なお、両法律案は第 187 回国会（26 年臨時会）に提出され、衆議院で可決されたものの、同年 11 月の衆議院解散により審議未了となったものと同様の内容となっている。

また、第 177 回国会（23 年常会）に成立したスポーツ基本法附則第 2 条を踏まえ検討が進められていたスポーツ庁について、政府は、文部科学省の外局として設置することを主な内容とする「文部科学省設置法の一部を改正する法律案」（閣法第 14 号）を、同じく第 189 回国会に提出した。なお、当初、文部科学省は第 187 回国会に法案を提出し、27 年 4 月 1 日にスポーツ庁を設置することを目指していたが、政府内の調整に時間を要したために第 189 回国会への提出となったものである¹。

本稿は、これらスポーツ関連の 3 法律案について、提出の経緯、内容の概要、主な論点等を紹介するものである。

2. 「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案」及び「平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法案」について

（1）両法律案の提出の経緯

ア 2020 年東京大会の開催に向けた動き

平成 23 年 7 月、東京都は 32 年（2020 年）に開催されるオリンピック・パラリンピック競技大会の開催地に立候補した。これに対して、衆参両院は第 179 回国会（23 年臨時

¹ 下村文部科学大臣は、26 年 10 月 21 日の記者会見において「スポーツに関する他省庁の人、予算、権限を全部一括してスポーツ庁を作るということを考えているが、他省庁の理解が得られていない部分がある」旨を述べている。

会)において、東京招致に関し政府・国会が一体となって取り組むべき旨の決議を可決した。また、政府も大会の円滑な招致及び開催のため必要な措置を講ずる旨の閣議了解を行い、招致に係る政府保証書を提出した。

一連の招致活動を経て、25年9月の国際オリンピック委員会総会で2020年東京大会の開催が決定した。これを受けて、同月、下村文部科学大臣が東京オリンピック・パラリンピック担当大臣(以下「担当大臣」という。)に任命され、翌10月には、担当大臣を支える事務体制として、内閣官房に「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室」が置かれた。また、26年1月に東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が設立され²、2020年東京大会の準備及び運営に関する事業を行うこととなった。

イ 2019年大会の開催に向けた動き

ラグビーワールドカップ大会は、ワールドラグビーが主催しているラグビーのナショナルチーム世界一を決める大会であり³、100万人以上の観客動員数を有する⁴、オリンピック・パラリンピック競技大会、サッカーワールドカップ大会に次ぐ大規模な国際競技大会である。

平成20年10月、日本ラグビーフットボール協会は2015年大会(第8回)及び2019年大会(第9回)の開催国に立候補した⁵。これに対し、政府は両大会の招致について21年4月に閣議了解を行い、招致に係る政府保証書を提出した。

一連の招致活動を経て、21年7月、国際ラグビーボード(当時)理事会で2019年大会の日本開催が決定し、アジア地域で初めてのラグビーワールドカップ大会開催となった。これに伴い、22年11月にラグビーワールドカップ2019組織委員会が設立され、2019年大会の準備及び運営に関する事業を行うこととなった。

ウ 両法律案の提出

2020年東京大会の準備に当たっては、セキュリティ対策、多数に上る外国人旅行者の受入れなど、多岐にわたる関係府省、地方公共団体、関係団体との連携・調整が必要となる複雑かつ困難な課題が山積している。政府内においては、2020年東京大会の開催までの限られた期間内に、これらの事務を迅速かつ的確に推進するための方策について検討が行われてきた⁶。

こうした中、平成26年10月、東京都議会が、①大会終了までの時限措置で国務大臣を1名増員し、担当大臣を専任とすること、②政府全体で総合的・計画的に大会準備を進めるため、内閣にオリンピック・パラリンピック推進本部を設置することを要請する意見書を全会一致で可決したこと、また、同月、自由民主党及び公明党が政府に対し、

² 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は、公益財団法人日本オリンピック委員会と東京都により26年1月に一般財団法人として設立され、27年1月に公益財団法人になった。

³ ワールドラグビーはラグビーの国際統括団体である。従来、「国際ラグビーボード」と称していたが、26年11月に現在の名称となった。なお、ラグビーワールドカップの運営管理は、ラグビーワールドカップリミテッドに委託されている。

⁴ 2007年フランス大会では約225万人、2011年ニュージーランド大会では約135万人をそれぞれ動員している。

⁵ 国際ラグビーボード(当時)が両大会の開催国を同時決定することとしたため、双方に立候補したもの。

⁶ 第187回国会衆議院文部科学委員会議録第7号8頁(平26.11.12)

同様の内容の要請を行ったこと等を踏まえ、政府は、2020 年東京大会の円滑な準備及び運営に資するため推進本部の設置及び国務大臣の増員その他の必要な措置について、第 187 回国会（26 年臨時会）に所要の法律案を提出することとした。

また、2019 年大会についても、ラグビーワールドカップ大会が訪日外国人数、開催都市数及び開催期間等において、オリンピック・パラリンピック競技大会、サッカーワールドカップ大会に次ぐ大規模な国際競技大会であり、招致に当たり広範囲な政府保証を行い、2019 年大会の成功を国際社会に約束していること、共に新国立競技場を主会場とする点など、2020 年東京大会とは設備、準備及び運営において重複する部分が多いことから、「2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会等に関する閣僚会議」において、2020 年東京大会と 2019 年大会との一体的な準備に配慮しつつ、重要問題に関する協議等を進めていること等を踏まえ、政府は、2019 年大会の円滑な準備及び運営に資するため必要な特別の措置について、第 187 回国会に所要の法律案を提出することとした⁷。

同年 10 月、政府は「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案」及び「平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法案」を第 187 回国会に提出した。両法律案は、衆議院文部科学委員会において一括審査され、また、「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案」については内閣委員会との連合審査を行った上で、委員会及び本会議においてそれぞれ可決され、参議院に送付されたが、11 月の衆議院解散に伴い審議未了となった。このため、政府は、27 年 2 月 20 日、第 187 回国会提出のものと同内容（時間の経過による技術的変更を除く）の両法律案を改めて閣議決定し、第 189 回国会（27 年常会）に提出した。

なお、国内で開催されたオリンピック競技大会及びそれに準ずる大規模な国際競技大会に対して、過去にも特別措置法が制定されている⁸（図表 1 参照）。

図表 1 両法律案と過去の特別措置法との比較

大会名	特措法 成立年	推進本部 の設置	大臣 増員	国有財産 無償使用	寄附金付 郵便葉書 等の発行	国の職員の 組織委員会 への出向	国庫 補助
東京オリンピック（昭 39）	昭 36	×	×	○	○	○	○
札幌オリンピック（昭 47）	昭 42	×	×	○	○	○	○
長野オリンピック（平 10）	平 4	×	×	×	○	○	×
日韓サッカーワールドカップ（平 14）	平 10	×	×	×	○	○	×
ラグビーワールドカップ（平 31）	—	×	×	×	○	○	×
東京オリンピック・パラリンピック（平 32）	—	○	○	○	○	○	×

（出所）筆者作成

⁷ 第 187 回国会衆議院文部科学委員会議録第 6 号 31 頁（平 26. 11. 7）

⁸ 過去に国内で開催されたパラリンピック大会（昭和 39 年東京大会及び平成 10 年長野大会。昭和 47 年札幌大会ではパラリンピック大会は開催されていない）に対しては、特別措置法は制定されていない。

（２）両法律案の概要

ア 「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案」

（ア）推進本部の設置及び国務大臣の増員（第２条～第１２条、附則第２条関係）

2020年東京大会の円滑な準備及び運営に関する施策を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部（以下「推進本部」という。）を置く⁹。本部長は内閣総理大臣、副本部長は内閣官房長官及び担当大臣、本部員は本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣とする。なお、推進本部の設置は、平成33年3月31日までの時限措置である。

推進本部は、①基本方針（後述）の案の作成、②基本方針の実施の推進、③2020年東京大会の円滑な準備及び運営に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整をつかさどる¹⁰。

また、担当大臣に専任の国務大臣を充てるため、附則第２条で内閣法の一部を改正し、推進本部が置かれている間、国務大臣の数の上限を１名増員する¹¹。

（イ）基本方針の策定（第１３条関係）

内閣総理大臣は、2020年東京大会の円滑な準備及び運営に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。なお、基本方針に盛り込まれる施策に関連して、図表２の事項が検討されている。

内閣総理大臣は、閣議の決定があったときには、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

（ウ）国有財産の無償使用（第１４条関係）

国は、2020年東京大会の準備又は運営のために使用する施設の用に供するため、国有財産を、組織委員会等に対し、無償で使用させることができる。現在、使用が予定されている国有財産は、陸上自衛隊朝霞訓練場（射撃）、皇居外苑（自転車ロードレース）及び北の丸公園（柔道（日本武道館：土地のみ国有財産））の３か所である¹²。

⁹ 現在、2020年東京大会の準備体制として、内閣総理大臣を議長、内閣官房長官、担当大臣及び文部科学大臣（下村大臣が兼任）を副議長、他の全ての国務大臣を議員とする「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に関する閣僚会議」（26年4月閣議決定）が設置されており、ラグビーワールドカップ大会との一体的な準備に配意しつつ、2020年東京大会の円滑な準備に資するよう、重要問題を協議し、行政各部の所管する事務の連絡調整を行っている。また、内閣官房副長官を議長とし、各省事務次官等で構成される「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関係府省庁連絡会議」（25年10月内閣官房長官決裁）で関係府省庁の所管する事務を調整している。推進本部設置後の体制について、政府参考人（文部科学省）は、「現在の関係閣僚会議が格上げになって推進本部となり、関係府省庁連絡会議は推進本部の下に位置付けられる」旨の答弁を行った（第187回国会衆議院文部科学委員会内閣委員会連合審査会議録第1号13頁（平26.11.11））。

¹⁰ 推進本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

¹¹ 現在、内閣法第２条では、国務大臣の数は14人以内とし、特別に必要がある場合においては、3人を限度にその数を増加し、17人以内とすることができるとされている。なお、復興庁設置法の附則に、復興庁が廃止されるまでの間、国務大臣の数の上限を１名増員する旨の規定が置かれている。

¹² 現在建設が進められている新国立競技場は、独立行政法人日本スポーツ振興センターが所有者であり、上記の国有財産には含まれない。

(エ) 寄附金付郵便葉書等の発行の特例（第 15 条関係）

日本郵便株式会社は、お年玉付郵便葉書等に関する法律第 5 条第 2 項に定める事業の実施に必要な費用に充てることを寄附目的とする寄附金付郵便葉書等を発行することができるが、本法律案では、これらの事業に加えて、組織委員会が調達する 2020 年東京大会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として、大会を記念した寄附金付郵便葉書等の発行を可能とする¹³。

図表 2 国の対応が期待される事項

1. セキュリティ・安全安心
① テロ対策（内閣官房、警察庁、総務省、法務省、財務省、国土交通省、防衛省、厚生労働省等）
② サイバーセキュリティ対策（内閣官房、警察庁、総務省、経済産業省等）
③ 防災・ライフライン・安全安心（内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省等）
2. 復興・地域活性化
① 東日本大震災被災地との連携（内閣官房、復興庁等）
② 大会と連携した地域交流・地域活性化（内閣官房、総務省、文部科学省等）
3. 輸送
① C I Q（税関・入管・検疫）（法務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省等）
② 観客・関係者の円滑な輸送（警察庁、国土交通省等）
4. 外国人旅行者の受入
多言語対応、Wi-Fi環境整備の促進、全国の観光地域での受入・医療環境整備等（内閣官房、国土交通省、総務省、厚生労働省等）
5. バリアフリー
① 競技施設・公共施設等のバリアフリー（内閣府、文部科学省、国土交通省、警察庁、総務省等）
② 障害者への理解（内閣府、文部科学省、厚生労働省等）
6. スポーツ
① 競技力の向上・国立競技場の整備等（文部科学省、防衛省、警察庁等）
② 障害者スポーツ等の推進（文部科学省、厚生労働省等）
7. 文化・環境等
① 文化プログラムの推進・支援等（内閣官房、文部科学省、外務省等）
② 大会と連携した和食・木材・花・畳・和装等日本の魅力の発信等（農林水産省、外務省、経済産業省等）
③ クールジャパンの大会と連携した推進（経済産業省、外務省等）
④ 大会と連携した環境対策等への支援（環境省、国土交通省、経済産業省等）
⑤ 大会と連携した I C T 環境の整備（総務省等）
⑥ 大会開催への最新の科学技術の活用（内閣府等）
8. その他
① 記念貨幣の発行（財務省等）
② 大会協賛宝くじ・記念切手の発行等（総務省等）
③ 記念自動車ナンバープレートの発行（国土交通省等）
④ 知的財産の保護（経済産業省等）
⑤ 受動喫煙の防止（厚生労働省等）
⑥ 式典等大会運営への協力（防衛省等）
⑦ 東京大会に係る特別措置法の制定（内閣官房、文部科学省等）
⑧ 建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置（国土交通省等）

(出所) 2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会等に関する閣僚会議（第 3 回）配付資料（平 27. 1. 27）に基づき筆者作成

¹³ 寄附金付郵便切手の発行が予定されている（過去の大会も記念切手のみの発行）。

（オ）組織委員会への国の職員の派遣等（第 16 条～第 28 条関係）

2020 年東京大会の準備及び運営に関する業務のうち、国の事務又は事業との密接な連携の下で実施する必要があるものを円滑かつ効果的に行うため、組織委員会の要請により、任命権者は、国の職員を組織委員会に派遣することができる¹⁴。なお、当該派遣が国の職員の不利益となることがないよう、国家公務員共済組合法、国家公務員退職手当法等について、必要な規定を整備する¹⁵。

また、組織委員会の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

イ 「平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法案」

本法律案では、2019 年大会について、上記アのうち、（エ）寄附金付郵便葉書等の発行の特例（第 2 条関係）及び（オ）組織委員会への国の職員の派遣等（第 3 条～第 15 条関係）の 2 点を定める¹⁶。

（3）主な論点

第 187 回国会の衆議院の委員会における、主な質疑の概要を紹介する。

ア 担当大臣の専任化の必要性

過去のオリンピック・パラリンピック競技大会では、専任の担当大臣を長期間にわたって任命していた例は無いことや¹⁷、行政改革の観点等から専任化の必要性を疑問視する声もある。これについて、下村文部科学大臣は「今後、大会の準備が本格化し、多数の関係省庁、自治体、さまざまな団体との連携、調整や重要事項の企画立案等、ますます複雑かつ困難になっていくと予想される。大会の開催までの限られた期間内に省庁横断的な課題に効率的、効果的に対応していくため、個別の事務事業を実施する各省庁から離れて、全体の進捗状況を見据えながら関係省庁間の総合調整を行う専任の担当大臣を置くことが望ましい」旨の答弁を行った¹⁸。

イ 担当大臣の権限

担当大臣の権限について、政府参考人（内閣官房）は「推進本部の所掌事務について、担当大臣は内閣総理大臣を助ける副本部長としてこれらの業務を主導する立場となる。内閣官房における予算編成や法案提出の権限は内閣総理大臣にあるが、担当大臣は内閣

¹⁴ 国の職員の派遣について、過去の特別措置法（図表 1 参照）では、一時的に公務員としての身分を辞して派遣される、いわゆる退職出向としていたのに対し、本法律案では、国家公務員の身分を保有したまま派遣される、いわゆる現役出向となっている。

¹⁵ これらの規定は、国の職員の派遣に関する必要な規定を定めた他の法律（「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律」等）と同様の内容である。

¹⁶ 2019 年大会について、推進本部及び大臣増員に関する規定は置かれていないが、同大会に対する担当大臣の関与について、政府参考人（内閣官房）は、「現在、2019 年大会についても、関係閣僚会議で一体的に取り扱っている。担当大臣はあくまでオリンピック・パラリンピックの専任として置くものだが、同大会については、このような現在の取組状況も踏まえて、任命権者である総理大臣が判断する」旨の答弁を行った（第 187 回国会衆議院文部科学委員会議録第 6 号 29 頁（平 26. 11. 7））。なお、同大会で使用される競技会場等の施設に国有財産が含まれていないため、国有財産の無償使用に関する規定も置かれていない。

¹⁷ 過去のオリンピック・パラリンピック競技大会に当たり、専任の担当大臣を任じた例は、昭和 39 年東京大会における河野一郎国務大臣の 1 例のみであり、その期間も大会前後の約 4 か月間であった。

¹⁸ 第 187 回国会衆議院文部科学委員会議録第 6 号 26 頁（平 26. 11. 7）

総理大臣の命を受け、予算要求や法案の企画立案、国会对応等に実質的に深く携わる」旨の答弁を行った¹⁹。また、担当大臣の担う総合調整機能について、菅官房長官は「総理の名代としての副本部長であるから、推進本部で決定したことの執行については、担当大臣の権限で総合調整を行うことが可能である」旨の答弁を行った²⁰。

ウ 推進本部設置後の事務体制

現在、2020年東京大会に関する行政各部の所管する事務を調整する「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室」の人員は、併任者も含めて35名となっており²¹、事務体制の充実の必要性が指摘されている。推進本部設置後の事務体制について、政府参考人（文部科学省）は、「現段階では未定だが、引き続き推進室が事務を処理することが考えられる。事務体制の規模についても、大会の準備業務が適切に推進できるよう、必要な体制を構築していく」旨の答弁を行った²²。

（４）2020年東京大会の準備に関する今後の課題

現在、各府省庁は、2020年東京大会の成功に向けて必要な取組として、様々な施策の提案を行っているが、今後はセキュリティ対策、出入国管理、バリアフリー、外国人旅行者の受入れ体制の整備等、2020年東京大会の開催に不可欠な施策の推進について、迅速かつ確実に実施していく必要がある。一方で、それぞれの施策の必要性和効果を厳しく検証していく姿勢も求められており、担当大臣にはこのようなチェックを厳格に行っていくことが求められている。

新国立競技場建設に関する議論も注目を集めている。現在、国と共に施設整備を担う東京都は、予算の肥大化の防止や環境への配慮等の観点に基づき、施設整備計画の見直しを行っている。政府としても、建設の迅速かつ確実な推進を前提としつつも、新国立競技場を後世に望ましいレガシーとして残すため、2020年東京大会終了後の利活用の在り方について更に検討していくとともに、予算、規模、景観、設計上の課題等の懸案について、多くの国民の理解を得られるよう、議論を重ねていくことが求められる。

また、2020年東京大会の効果を我が国全体に波及させていくための工夫も欠かせない。キャンプ地誘致の支援や、観光・特産品等地域の資源を国際的にアピールする取組の促進等、地方創生の施策と合わせて、地方公共団体等との連携を強化していく必要がある。

さらに、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを一過性のものに終わらせないための取組も重要である。2020年東京大会を契機に、地域、学校、職場等で、全ての国民が何らかの形でスポーツとの関わりを持ち続けられるような社会を形成することができれば、この上ないレガシーとなると思われる。

¹⁹ 第187回国会衆議院文部科学委員会議録第6号26頁（平26.11.7）

²⁰ 第187回国会衆議院文部科学委員会内閣委員会連合審査会議録第1号3頁（平26.11.11）

²¹ 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に関する閣僚会議（第3回）配付資料（平27.1.27）31頁等

²² 第187回国会衆議院文部科学委員会内閣委員会連合審査会議録第1号13頁（平26.11.11）

（５）2019 年大会の準備に関する今後の課題

近年、国内リーグの入場者数の伸び悩みなどから²³、ラグビー人気復活に向けた取組の重要性が指摘されている。また、ラグビーワールドカップ大会は国際的には巨大な観客動員数を有しているものの、国内における認知度は十分とは言えないとの指摘もある。2019 年大会の成功に向けたラグビーについての普及啓発活動の本格的な実施が急務といえる。

また、2019 年大会収支計画において、支出の見通しが当初案より大幅に増大し、ワールドラグビーから支出削減と収入計画の見直しを求められる事態も生じている²⁴。現在、組織委員会は、開催都市の各自治体に分担金支出を求めるなど²⁵、安定した大会運営の基盤となる財源の確立を急いでいるが、政府としても、財政面も含めて、2019 年大会の成功に向けた国の積極的な支援の在り方を検討していくことが求められている。

3. 「文部科学省設置法の一部を改正する法律案」（スポーツ庁の設置）について

（１）本法律案の提出の経緯

我が国のスポーツ行政は、文部科学省が学校体育・運動部活動、武道・地域スポーツの振興、競技力の向上、スポーツ施設の整備等を担っているほか、各省庁がそれぞれの観点からの施策を行っていることから、司令塔的機能を果たす機関を設置する必要性が、かねてから指摘されていた。

具体的には、既に昭和 63 年 3 月に、スポーツの振興に関する懇談会（総理の私的諮問機関）が、「スポーツ省の設置を目指すべき」とする報告書を提出しており、近年では、平成 19 年 8 月のスポーツ振興に関する懇談会（文部科学副大臣の私的諮問機関）の報告、同年 12 月の教育再生会議（閣議決定により内閣に設置）の第 3 次報告、21 年 5 月の教育再生懇談会（同）の第 4 次報告においても、スポーツ庁（省）の設置が提言されている。

こうした動きを受け、22 年 8 月に文部科学省が策定したスポーツ立国戦略において、「スポーツ庁等の在り方について検討する」ことが明記され、翌 23 年 6 月に成立した超党派の議員立法によるスポーツ基本法（第 177 回国会衆法第 11 号、平成 23 年法律第 78 号）の附則第 2 条にスポーツ庁に関する検討規定が置かれたことにより²⁶、スポーツ庁設置の気運が一気に高まった。なお、24 年 3 月に文部科学省が策定したスポーツ基本計画にも、附則と同様の記述が盛り込まれている。

また、26 年 6 月の超党派のスポーツ議員連盟の今後のスポーツ政策のあり方検討とスポーツ庁創設に向けたプロジェクトチームによる議論のまとめにおいて、「我が国スポーツは学校体育・運動部活動を基盤としており、スポーツ施策の効果的展開には学校体育行政は不可分であること等を踏まえ、スポーツ庁は、スポーツ施策の主要部分を担ってきた文部

²³ 『読売新聞』（平 26. 6. 24）

²⁴ 『読売新聞』（平 26. 10. 17）

²⁵ 『読売新聞』（平 26. 10. 18）

²⁶ スポーツ基本法附則第 2 条は、「政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と規定している。

科学省の外局として創設する。スポーツ庁は、各省庁の事務を部分的に移管しながら、各省庁のスポーツ施策に関する司令塔的機能を果たす」旨が明記された。

こうした一連の動きを踏まえ、政府内の調整が行われた結果、政府は、27年2月20日、文部科学省設置法の一部を改正する法律案（閣法第14号）を閣議決定し、第189回国会（27年常会）に提出した。

（２）本法律案の概要

本法律案は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、平成27年10月1日に文部科学省の外局としてスポーツ庁を設置しようとするものであり、その概要は以下のとおりである。

ア 文部科学省の任務及び所掌事務の改正（第3条、第4条関係）

文部科学省の任務のうちスポーツに係る部分を「スポーツに関する施策の総合的な推進」に改めるとともに、文部科学省の所掌事務に「①スポーツに関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進、②スポーツに関する関係行政機関の事務の調整、③心身の健康の保持増進に資するスポーツの機会の確保」を追加する。

イ スポーツ庁の設置（第13条～第16条関係）

文部科学省の外局としてスポーツ庁を設置し、同庁の長をスポーツ庁長官とする。

スポーツ庁の任務を「スポーツの振興その他のスポーツに関する施策の総合的な推進を図ること」とする。スポーツ庁は、その任務を達成するため、上記アの①～③までのほか、スポーツの振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関する事務その他の事務をつかさどる。

ウ 施行日（附則第1項関係）

この法律は、平成27年10月1日から施行する。

（３）スポーツ庁の組織・業務、他省庁との連携の在り方

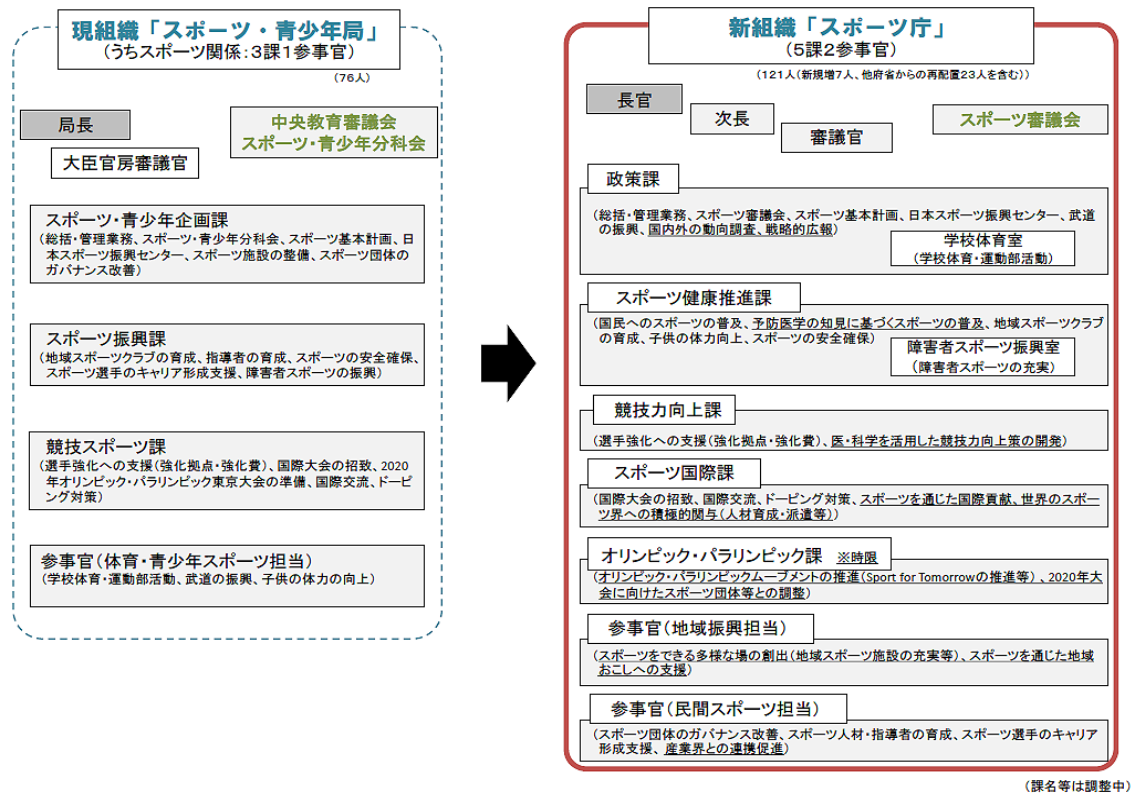
文部科学省は、スポーツ庁の組織・業務について、図表3のとおりとしている。

スポーツ庁は121名の職員で発足することが予定されているが、その内訳は、現在のスポーツ・青少年局のスポーツ関係課等の76名に加え、文部科学省内から15名、他府省からの再配置23名、新規増7名となっている²⁷。また、スポーツ庁関係予算として、平成27年度一般会計予算（文部科学省所管（組織スポーツ庁））に、約6億円が計上されている。

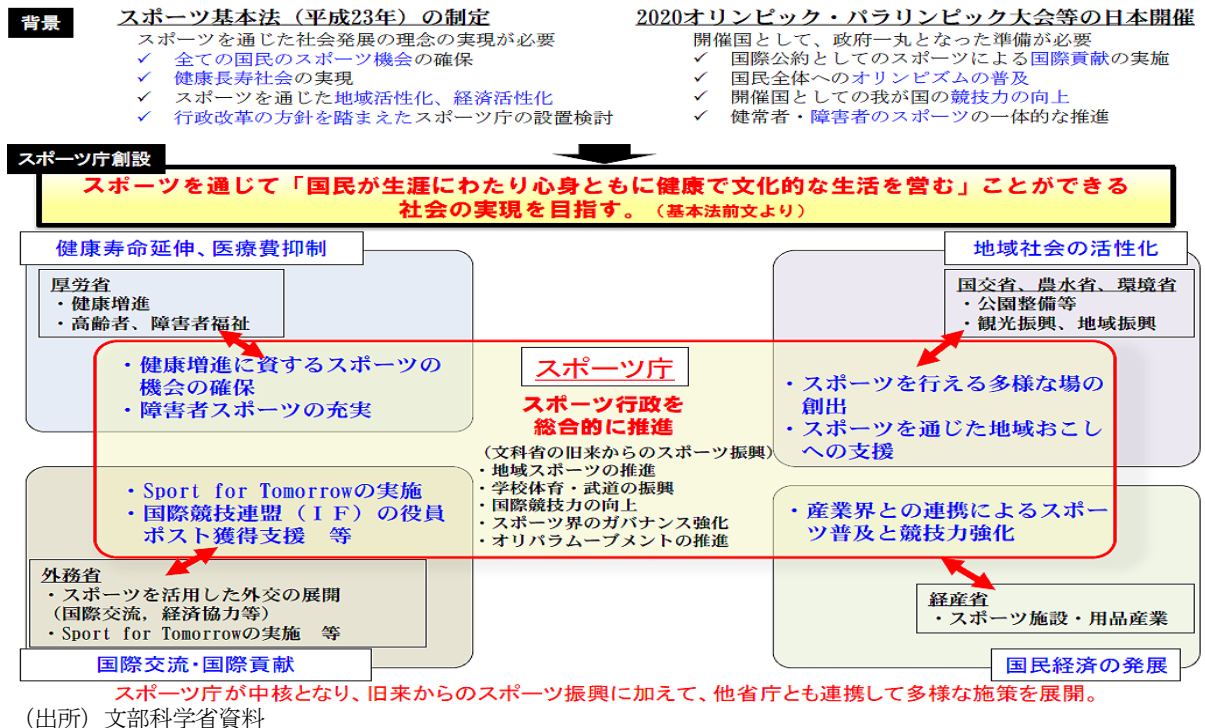
スポーツ庁の設置後においても、引き続き、各省庁はそれぞれの観点からのスポーツに関する施策を行うが、スポーツ庁には司令塔的機能が期待されていることから、文部科学省も、図表4のとおり、スポーツ庁が中核となり、他省庁とも連携して多様な施策を展開している。なお、文部科学省は、各省庁との具体的な調整の場として、スポーツ基本法第30条に規定するスポーツ推進会議を活用している。

²⁷ 再配置職員23名の内訳は、内閣府3名、外務省4名、厚生労働省3名、農林水産省4名、経済産業省3名、国土交通省5名、環境省1名となっている。

図表3 スポーツ庁の組織構成と主な業務について



図表4 スポーツ庁の設置について



(4) 主な論点

ア スポーツ庁設置の意義や機能

平成 26 年 11 月、下村文部科学大臣は「スポーツ庁の創設に当たっては、文部科学省のスポーツ・青少年局をそのまま庁に格上げするのではなく、各省庁からスポーツに関連する事務を移管することなどにより、スポーツに関連する施策を一本化、総合化することが重要である」旨を²⁸、また、「スポーツ庁は、スポーツ政策に関する司令塔的機能を果たすことを検討している。このため、スポーツ庁設置後、東京大会の準備及び運営以外のスポーツ施策全体の統括については、文部科学省のもとでスポーツ庁長官が具体的な事務を実施することを検討している」旨を答弁している²⁹。

27 年 2 月、記者会見において、下村文部科学大臣は「文部科学省の職員の努力と官邸サイドの協力により、ばらばら感があったスポーツに係る施策が一本化した。スポーツ立国に向けて、国民全体にも影響力を持つスポーツ庁ができる。スポーツに関する基本的な政策の企画立案や、各省の施策の調整の権限により、省庁を越えて多面にわたるスポーツを活用した施策の実施が可能となる。これにより、健康増進、地域活性化や国際交流・貢献の推進、国民経済発展に資する施策を総合的に推進することができる」旨を述べている³⁰。他省庁も、引き続きそれぞれの観点からのスポーツ施策を行うこととなる中で、スポーツ庁が我が国のスポーツ施策をいかにリードしていくか、注目される。

イ 担当大臣、文部科学大臣、スポーツ庁長官の役割分担

下村文部科学大臣は「担当大臣は、東京大会の円滑な準備、運営に関し、個別の事務事業を実施する各府省庁から離れ、基本方針を作成するとともに、関係省庁間の施策の総合調整を行う。一方、文部科学大臣は、東京大会に向けたアスリートの競技力向上など、文部科学省が所管するスポーツ振興や競技水準の向上などの個別の事務事業を担当し、スポーツ庁長官はこれらの事務事業を担う」旨を答弁しており³¹、三者の具体的な連携・協力の在り方が課題となる。

ウ スポーツ庁長官に求められる資質

下村文部科学大臣は、記者会見において「スポーツ関係者の総意がよく分かっている人を、幅広く、役人ではなくて最もスポーツに精通した、また、ガバメント能力等を含めた人を、これから慎重に選びたい」旨を述べており³²、いわば我が国スポーツの顔となる初代長官の人選がポイントとなると思われる。

²⁸ 第 187 回国会衆議院文部科学委員会内閣委員会連合審査会議録第 1 号 13 頁（平 26. 11. 11）

²⁹ 第 187 回国会衆議院文部科学委員会内閣委員会連合審査会議録第 1 号 12 頁（平 26. 11. 11）

³⁰ 下村文部科学大臣記者会見（平 27. 2. 20）

³¹ 第 187 回国会衆議院文部科学委員会議録第 7 号 11 頁（平 26. 11. 12）

³² 下村文部科学大臣記者会見（平 27. 1. 14）

エ その他

上記以外の論点としては、スポーツ庁を文部科学省の外局とする理由、司令塔機能の発揮に必要な組織・人員体制の在り方、省庁間調整を主体的に行う具体的方策等が挙げられる。

また、スポーツ庁が解決を求められている課題としては、学校体育とスポーツ施策全般との連携の在り方、近年増加傾向にあるスポーツ予算の持続的な確保策、障害者スポーツを含めた国際競技力の向上、地域スポーツの振興、選手強化資金の使途の透明化等を含めた競技団体の体制整備等が挙げられる。

4. おわりに

我が国は、現在、本格的な人口減少社会の入口に立つとともに、一層の少子・高齢化や地方の衰退の危機が指摘されている中で、2020年東京大会を迎えようとしている。我が国の社会経済の状況は、高度経済成長期に開かれた50年前の前回大会とは大きく様変わりしており、成熟した国家として、新たなオリンピック・パラリンピック像を指し示すことが期待されている。あの青空の下での開会式で始まった昭和の東京大会が残したレガシーに匹敵するものを、平成の大会は残せるのか、また、残すためには何をなすべきなのか、スポーツ関連3法案の提出を契機として、活発な論議が展開されることが期待されている。

(かわひと あきら、わたなべ なおや)